## -般消費者の方の手続きの流れ

### こどもみらい住宅事業者 を探す

詳しい要件の確認

本事業のホームページからも検索できます。 新築住宅(注文・分譲)、リフォームで それぞれ事業者が異なります。 住宅事業者に、本事業に事業者登録しているか お問い合わせください。



こどもみらい住宅事業者(以下、住宅事業者)に、 本事業を利用できるか相談しましょう。 ご自身の家族構成や住宅の性能、新築かりフォームかによって、 補助額が変わります。(要件に該当しない場合、申請できません)

#### 契約締結

(共同事業実施規約を含む)

#### 工事着手

#### 補助金の交付申請 (交付申請の予約を含む)

2022年3月28日~ 遅くとも 2022 年 10 月末まで

場合、いずれかの事業者が他の事業者 を取りまとめて交付申請を行うことの 協力が得られる場合のみ申請できます。 なお、申請する事業者はこどもみ<u>らい</u> 住宅事業者として登録が必要です。

住宅事業者と契約を結びます。

また、本事業の利用に同意することを確認するため、 本事業用『共同事業実施規約』も併せて締結します。

共同事業実施規約とは、あなたと住宅事業者が「申請手続きの代行」、 「補助金の還元方法」、「消費者の義務」などを予め確認するための書類です。 申請時に提出が必要になります。

#### 住宅事業者が書類を取りまとめて申請を行います。

新築は基礎工事等の完了後、リフォームは全工事の完了後に 申請します。以下の書類(全てコピー)を準備しましょう。

#### 新築(注文・分譲)

リフォーム

- 住民票(世帯票)
- ●本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカードなど)

【申請する要件に応じて】

- 住民票(世帯票)
- 既存住宅の不動産売買契約書 など

※必要に応じて、他の書類の提出を求められることがあります。

交付申請の予約とは、着工後、必要書類が準備できた時期に行う任意の手続きで、 一定期間、予算が確保されます。

## 補助金の交付・還元

### (新築のみ) 完了報告

入居後、所定の期限まで

# 補助金の交付後

### 補助金は、住宅事業者に振り込まれます。

共同事業実施規約の取り決めに従い、 以下のいずれかで住宅事業者から還元されます。

- ① 契約代金(最終支払)の一部に充当
- ② 現金の支払い(契約代金を精算済みの場合に限る)

### 新築住宅は、住宅事業者から、入居の報告が必要です。

(完了報告ができておらず還元を受けている場合、補助金の返金を求められます)

以下の書類(全てコピー)を準備しましょう

- 新築住宅への入居が確認できる住民票(世帯票)
- ●(共同住宅のみ) 不動産登記
- ▶ 補助金の交付から 10 年間は、新築住宅やリフォームの設備を国・事務局の 承認なく交付の目的に反して処分等をすることはできません。
- ▶本補助金について確定申告が必要になる場合があります。 詳しくは税務署にお問い合わせください。